

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて

財 関 第 1600 号

平成 28 年 12 月 27 日

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長から依頼があったので、平成 29 年 1 月 1 日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて」（平成 26 年 3 月 28 日財関第 308 号）は廃止する。

別 添

基 発 1220 第 6 号

平成 28 年 12 月 20 日

財務省関税局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 55 条において輸入等が禁止されている労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 16 条第 1 項に規定する有害物等の輸入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところです。

今般、関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）が公布され、平成 29 年 1 月 1 日に関税定率法の別表の改正が施行されることとなりました。

つきましては、改正法が施行される平成 29 年 1 月 1 日から、法第 55 条において輸入等が禁止されている有害物等の通関の際における取扱いについては下記により実施されたく、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通達の実施を以て、平成 26 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 2 号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入監視協力依頼について」は廃止します。

記

1 確認の対象となる有害物等

法第 55 条及び令第 16 条第 1 項の規定に基づき輸入等が禁止されている有害物等であつて税関に確認を依頼する有害物等は、以下のとおりである。

関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表の番号	有害物等
第 36.05 項	黄りんマッチ
第 2921.59 号	ベンジジン及びその塩
第 2921.49 号	四－アミノジフェニル及びその塩
第 25.24 項	石綿
第 2904.20 号	四－ニトロジフェニル及びその塩
第 2909.19 号	ビス（クロロメチル）エーテル
第 2921.45 号	ベーターナフチルアミン及びその塩
第 3506.91 号、第 4005.20 号、第 4016.99 号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを超えるもの
第 38.22 項、第 3824.99 号	ベンジジン及びその塩、四－アミノジフェニル及びその塩、四－ニトロジフェニル及びその塩、ビス（クロロメチル）エーテル又はベーターナフチルアミン及びその塩をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの
—	石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他のもの

2 税関への確認依頼事項

輸入者が法第 55 条ただし書きの規定に基づき、令第 16 条第 2 項に規定する有害物等の輸入禁止の解除を申請した場合は、都道府県労働局において「製造等禁止物質輸入許可証」（特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）様式第 4 号の 2）又は「石綿等輸入許可証」（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）様式第 5 号）を交付することとなるので、当該書面の写しをもって、関税法（昭和 49 年法律第 61 号）第 70 条第 1 項に規定する他法令の証明とされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

通関の際に疑義が生じた場合は、その都度、都道府県労働局に照会されたい。

様式第4号の2(第46条関係)

製造等許可番号第 号

製造等禁止物質 製造
輸入許可証
使用

物質の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の	名称	
名称及び所在地	所在地	

労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号の規定により、申請のあった上記物質の製造
輸入使用を許可する。

年 月 日

労働局長



様式第5号（第47条関係）

製造等許可番号第 号

製造
石綿等 輸入許可証
使用

石綿等の名称		
申請者の住所		
申請者の氏名		
試験研究機関の 名称及び所在地	名称	
	所在地	

労働安全衛生法施行令第16条第2項第1号の規定により、申請のあった上記物質の製造
輸入使用を許可する。

年 月 日

労働局長

㊟